

令和8年横瀬町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 午前10時15分から10時32分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	10番	大場保孝
会長職務代理者	2番	町田裕
農業委員	1番	村越則人
	3番	長嶋隆夫
	4番	高野直政
	5番	長島教夫
	6番	町田文利
	7番	大野雅弘
	8番	長島成子
	9番	八木原智宏
農地利用最適化推進委員	第1	中光敏
	第2	町田幸広
	第3	町田勝一

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	浅見 聡
書記	長嶋 昭浩
	赤岩 亮輔

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻を過ぎまして大変申し訳ございません。ただいまから会議を始めまいります。

本日は、委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回農委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

4番、高野委員、5番、長島教夫委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第1号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件を議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について説明いたします。

令和8年2月13日付で横瀬町より、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が農業委員会会長宛てにありました。この通知に基づき、今回議案書にあります3筆、1,316平方メートルの農地について、「農地」に該当するか否かを審議していただくものです。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所についてご説明いたします。申出地の場所は、この地図の中央にあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、武甲山御嶽神社里宮の西に約150メートルのと

ころが申請地になります。

次に、4 ページ目を御覧ください。案内図 2 で場所についてご説明いたします。申出地の場所は、この地図の中央にあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苧米公会堂から北東に約300メートルのところが申出地になります。

これらの農地は、既に山林化しているか狭小地であり、営農の継続が困難な状態であります。各所有者にも意思確認を行っておりますが、担当推進委員と担当補助委員が現地確認を行い、農業委員会において農地法第2条第1項の判断基準等により、農地に該当するか否かを判断していただくものです。

判断基準は、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合には、農地に該当しないものと判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の中推進委員、お願いいたします。

中推進委員

農地利用最適化推進委員の中です。上程されました議案第1号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について所見を申し上げます。

2月19日午前10時頃、補助委員の町田文利農業委員と、2月19日午後3時半、町田裕農業委員と現地確認を行いました。場所は、根古屋、武甲山御嶽神社から西に約150メートルと苧米公会堂から北東に約350メートルほどの場所にある農地になります。

資料に写真の写しもありますけれども、根古屋地区の申出地は、狭小地な上に、大きな岩が残った農地であります。苧米地区の申出地は、周囲が山林に接してありまして、竹林となっている場所でございます。いずれの農地も農地への復元は難しいと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、町田文利委員、お願いいたします。

町田委員

上程されました議案第1号についての所見を申し上げます。

2月19日午前10時頃、中推進委員と現地確認を行いました。申出地は、狭小地でありまして、以前から耕作ができていない場所でありました。岩石が多く、木が巨大化しているため、今後農地として維持管理していくことは非常に難しいと思われまます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 続いて、補助委員の2番、町田裕委員にも現地を確認していただいておりますので、説明をお願いいたします。

町田委員 上程されました議案第1号について所見を申し上げます。

2月19日午後3時半頃、中推進委員と現地確認を行いました。申出地は、山に囲まれた地形であり、以前は畑として利用されていたとのことですが、竹が繁茂し、今後農地として維持管理していくことも非常に難しいと思います。また、ほかの樹木も育ち、山林化しておりますので、農地として復元するのは非常に難しいと考えますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

では、お諮りをいたします。上程中の議案第1号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について、現況調査を行った担当委員より報告がありました。

該当農地については、既に森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断し、「農地」には該当しないことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第1号の農地については、「農地」に該当しないことに決定いたしました。

日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

ここで会議規則第11条の規定に準じ、3番、長嶋隆夫委員、浅見事務局長の退席をお願いいたします。

〔3番長嶋隆夫委員、浅見 聡事務局長退席〕

議 長 それでは、議案第2号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号について説明いたします。

議案第2号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります7筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は5,696平方メートルとなります。

申請地の場所ですが、7ページ目、8ページ目にございます、案内図3及び案内図4の中で図示した場所になります。案内図3で番号1、案内図4で番号2から7の場所を示しておりますが、いずれも宇根地区になりますので、案内図上でご確認いただければと思います。

なお、案内図に記載した1から7までの番号は、議案書の備考欄に記載した番号と対応しております。

議案書に戻りまして、申請人について説明いたします。譲受人は、横瀬町の観光産業振興のため活動している一般社団法人です。なお、譲渡人については、所有者が4名いらっしゃいますが、後ほど筆ごとにご説明いたします。

申請理由は、案内図番号1は、芝桜開花時期の臨時駐車場への案内所及び臨時駐車場として、案内図番号2から7は、芝桜開花時期の臨時駐車場として利用するため、農地の一時転用をしたいとの申請でございます。

権利の種類は、7筆全て賃借権の設定となっております。

続きまして、筆ごとに説明いたします。案内図番号1の農地は、台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は1,760平方メートルのうち392平方メートルの申請です。譲渡人は町内在住の方です。

案内図番号2の農地は、台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は1,798平方メートルです。譲渡人は町内在住の方です。

案内図番号3、4、5の農地は3筆とも、台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は3筆合わせて1,801平方メートルです。譲渡人は町内在住の方です。

案内図番号6と7の農地は、2筆とも台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は2筆合わせて1,705平方メートルです。譲渡人は神奈川県横浜市に在住する方です。

今回一時転用申請した農地5,696平方メートルと農地以外の臨時駐車場を含めた全体の計画面積は1万3,868平方メートルとなっております。

農地区分についてですが、案内図番号1の農地は、300メートル以内に駅、

市町村役場等の施設がある農地であることから第3種農地と判断されます。そのほかの案内図番号2から7の農地については、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2月21日午後2時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、秩父地域恒例の事業であります、芝桜まつりの臨時駐車場としての一時転用申請であります。芝桜の開花時期には多くの観光客が秩父地域を訪れることから、交通渋滞対策として、農地地権者4人から7筆の農地を借入れ、7か所に臨時駐車場を設けて、約2か月間開設するものであります。

毎年のごことでありますので、周辺農地への影響は少ないと考えられます。委員皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、八木原委員お願いいたします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第2号について所見を申し上げます。

2月21日午後2時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。この申請は、毎年実施しております、芝桜まつりの交通渋滞緩和対策として行われている、案内所及び臨時駐車場としての一時転用であります。

このようなことから、特段問題はなく、周辺の農地に及ぼす影響もないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第2号に関する件につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員です。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議規則第11条の規定による案件の審議が終了いたしましたので、長嶋委員、浅見事務局長の入室をお願いいたします。

〔3番長嶋隆夫委員、浅見 聡事務局長入室〕

議 長 長嶋委員、浅見事務局長にご報告申し上げます。

ただいま審議いたしましたところ、議案第2号については、全員賛成により許可相当とすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しましては、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

どうもありがとうございました。

(午前10時17分)